

# 19歳以上 23歳未満の被扶養者に係る認定要件等について

## 1. 被扶養者認定における収入要件

月額 108,334 円（年間 130 万円）未満か月額 125,000 円（年間 150 万円）未満に引き上げられます。

基準年齢については税法上の取扱いと同様に、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定いたします。

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
扶養認定	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	月額108,334円未満 (年間130万円未満)		月額125,000円未満 (年間150万円未満)			月額108,334円未満 (年間130万円未満)

※19歳の到達する年をN年としています。

## 2. 対象者

### ○新規で扶養認定を希望する対象者の取扱い

その年の 12 月 31 日現在で、19 歳から 22 歳の間の年齢となる対象者が、新規で扶養認定を希望する場合は、収入限度額が月額 125,000 円（年間 150 万円）未満の要件を満たしているかで判定いたします。

なお、その年の 12 月 31 日現在で、23 歳の年齢となる対象者が、新規で認定を希望する場合は、収入限度額が月額 108,334 円（年間 130 万円）未満の要件を満たしているかで判定いたします。

それぞれの扶養認定にあたっては、直近 3 カ月間のすべてが収入限度額未満であることが条件となります。申告する際は直近 3 カ月分の給与明細書（収入証明書）または雇用契約書等、収入限度額未満での勤務状況であることが分かる書類の写しの提出が必要となります。

例 1：N 年中に 19 歳となる対象者が、1 月 1 日から扶養認定となる場合

N 年				N+1 年
対象月	10 月	11 月	12 月	1 月
給料収入額	120,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円
認定の可否	×	×	×	○
収入限度額	108,334 円未満			125,000 円未満

※N 年中は収入限度額を超えていたため扶養要件を満たしていませんが、N+1 年 1 月からは収入限度額が変更となるため扶養要件を満たすことになります。  
この場合、令和 8 年 1 月から扶養認定が可能となります。

### ○すでに扶養認定している対象者の取扱い

19歳となる年の1月1日以降は、対象者の収入限度額が月額125,000円（年間150万円）未満の要件を満たしているかで判定いたします。

なお、23歳となる年の1月1日以降は、対象者の収入限度額が月額108,334円（年間130万円）未満の要件を満たしているかで判定いたしますので、継続して扶養認定を希望される場合は収入状況にご注意ください。

例2：N年中に19歳となる対象者が、引き続き扶養認定となる場合

N年				N+1年
対象月	10月	11月	12月	1月
給料収入額	100,000円	100,000円	100,000円	120,000円
認定の可否	○	○	○	○
収入限度額	108,334円未満			125,000円未満

※N+1年1月稼働分の給料から月額125,000円の収入限度額に変更となるため、N+1年1月以降も引き続き扶養要件を満たすことになります。

例3：N年中に23歳となる対象者が、1月1日から扶養取消となる場合

N-1年				N年
対象月	10月	11月	12月	1月
給料収入額	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
認定の可否	○	○	○	×
収入限度額	125,000円未満			108,334円未満

※N-1年中は収入限度額を下回っているため収入要件を満たしていますが、N年1月からは要件を満たしていないことになりますので取消の申告を行ってください。

### 3. 注意事項

- ・19歳から23歳未満の年齢要件については、所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定いたします。年齢到達時点での判定とはなりませんのでご注意ください。
- ・学生以外の方、組合員の子以外の方（兄弟姉妹や孫等）も年齢要件を満たせば対象となります。配偶者（内縁関係も含む）については対象外となります。

- ・障害年金を受給している方の収入要件は、従前どおり月額 150,000 円（年間 180 万円）となります。
- ・収入以外の被扶養者の認定要件に変更はありません。被扶養者として認定するためには、収入以外を含めた全ての要件を満たす必要があります。
- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出であっても、令和 7 年 10 月 1 日よりも前に遡って認定する場合の収入要件は、108,334 円（年間 130 万円）未満となります。

#### 4. 適用年月日

令和 7 年 10 月 1 日適用